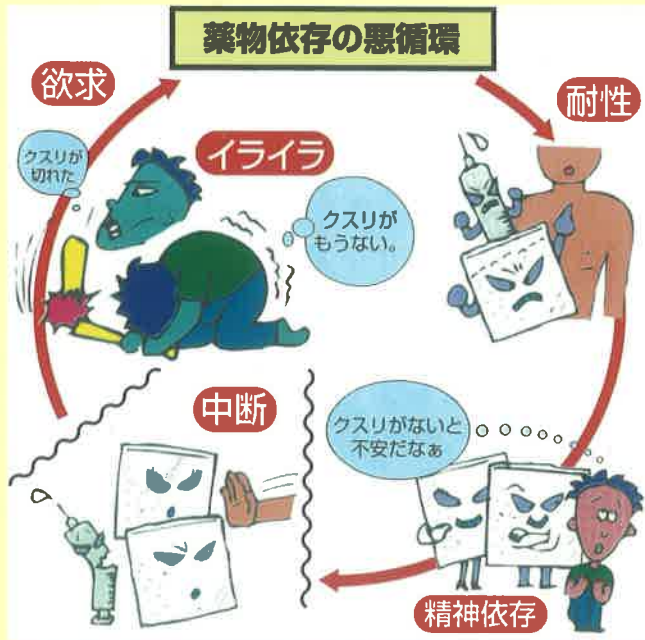


危険ドラッグを使うと… どうなる？

- 使用すると、呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。
- 商品によって含有量にバラつきがあるので、体に何が起こるのか予測できません。
- 他人に危害を加えてしまうこともあります。
- 薬物依存に陥り、精神科病院に通院・入院する乱用者が増えています。



依存 薬物をやめたくてもやめられないこと

耐性 繰り返し使用することで、同じ量では効かなくなり、使用量がどんどん増えること



長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-846-5115
ホワイトテレホン(県警)	0120-110874
ヤングテレホン(県警)	0120-786714
長崎市保健所	095-829-1155
佐世保市保健所	0956-24-1111
西彼保健所	095-856-0691
県央保健所	0957-26-3305
県南保健所	0957-62-3287
県北保健所	0950-57-3933
五島保健所	0959-72-3125
上五島保健所	0959-42-1121
壱岐保健所	0920-47-0260
対馬保健所	0920-52-0166
あやしいヤクブツ連絡ネット	03-5542-1865
長崎県福祉保健部 薬務行政室	095-895-2469

- 危険ドラッグに関する情報は…

長崎県 危険ドラッグ

検索

危険ドラッグは 毒だ！！

買わない！
使わない！
かかわらない！



長崎県

長崎県薬物乱用対策推進地方本部
長崎県薬物乱用防止指導員協議会

危険ドラッグ とは…

- 麻薬や覚醒剤、大麻などによく似た合成薬物を植物片に混ぜたり、水溶液で溶かして液体にしたり、粉末にしたりしたものです。
- たとえ「合法」などと称していても、麻薬や覚醒剤と同じかそれ以上の恐ろしさを持つ物質が含まれていることもあります。



●違法な薬物

覚醒剤 興奮作用のある薬物。
日本で最も検挙人員が多い。
再犯率が高い。



大麻 クワ科の植物(一年草)
幻覚・抑制作用のある薬物。
20歳代以下の若者の使用が多い。



麻薬 抑制作用のある薬物。
鎮痛作用を目的として医薬品として用いられる。



使用目的を偽ります！

- 法の網をくぐりぬけるために「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」「ビデオクリーナー」など、目的を偽って販売されています。
- 呼び方、見た目にだまされないでください。



危険！

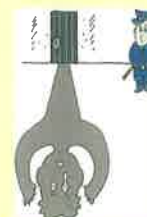
事件・事故が多発
しています！



- 30代の男性が危険ドラッグを使用したすぐ後に運転。使用した危険ドラッグは指定薬物として指定されていない種類であったが、意識が朦朧(もうろう)とした状態で歩道に突っ込み、女性1人が死亡、男女7人が重軽傷を負った。(2014年東京)

指定薬物 幻覚、興奮をもたらすおそれがある物質を医薬品医療機器等法に基づき厚生労働大臣が指定した薬物

危険ドラッグの
所持・使用は
禁止されています！



持っているだけで
犯罪！

- 平成26年4月1日に医薬品医療機器等法が改正され、指定薬物に指定された成分を含む「危険ドラッグ」は、使用のみならず持っているだけでも罰せられます。



大切な自分を守る
ために！



1回だけなら大丈夫
いつでもやめられる

- 薬物乱用の誘い言葉は全部ウソです。
- ウソを言って体に悪いものをすすめる人は、本当に自分のことを思ってくれる人ではありません。きっぱりと断りましょう。
- 断りにくいときはその場から逃げましょう。逃げることも勇気です。

*このリーフレットは、厚生労働省、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターの関係資料、文献等を参考に作成しました。